

## 障害者計画「中間のまとめ」パブリックコメント及び区の考え方(案)

収受番号	ご意見（原文）	区の考え方
5	<p>聴力2級 大10、6月24日生 御願がい</p> <p>年と友に耳のきこえが悪くなり現在は書談ですのでマジック黒板で家の人と話しをしていますので月に10本くらい筆1本150ーです。現物でよいから、なんとかありませんか。上記おねがい致します。</p>	<p>現在区では筆談に使用する筆記用具の給付等を行っておらず、また今後も行う予定はございません。</p> <p>これは、障害者の方への用具給付事業である日常生活用具給付事業の対象を「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」に限定しているためです。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
7	<p>「障害者計画」に該当するのでしょうか。まちのバリアフリーの推進です。</p> <p>白山下に住んでいます。高齢者や障害者が苦勞して三田線白山駅の階段を利用しています。白山上にはエレベーターもエスカレーターもありますが、白山下はかなりハードな階段だけ。文京区として何かしていただけないでしょうか。具体的な計画等も見えていません。</p>	<p>公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進していくために、平成27年度末までに、文京区バリアフリー基本構想を策定します。具体的なまちのバリアフリー化については、平成28年度以降に、バリアフリー基本構想に基づく整備計画を作成し、それに基づき事業を検討・実施してまいります。</p>
11	<p>5-3-2 情報バリアフリーの推進</p> <p>コミュニケーションの視点が抜けているように思えてならない。</p> <p>公的窓口での聴覚障害者への対応は、見てわかるようになっているだろうか。</p> <p>知的障害の方にもわかりやすくなっているだろうか。</p>	<p>本事業は、行政情報が多様な受け手に確実に届くよう、障害特性に応じて情報提供のあり方を工夫することを当面の取り組むべき目標としております。そうした情報アクセシビリティの向上を始め、今後はICTの利活用等も視野に入れながらコミュニケーション支援を検討して参ります。</p> <p>また、主要項目及びその方向性「(5)ひとにやさしいまちづくりの推進(p332)」において、区内の公共的性格をもつ施設などではユニバーサルデザインの考え方を取り入れるということを示しており、ご指摘いただきました窓口での分かりやすい表示案内はこの考え方に含まれるものと考えております。今後の窓口整備の際はこの考え方にに基づき、表示の工夫や意思疎通を補完するための取組み等について検討して参ります。</p>

	<p>5-4-2 災害時要援護者への支援</p> <p>必要な障害者について、個別支援計画策定を。</p> <p>聴覚障害者も災害の発生に気づかず逃げ遅れる可能性がある。避難行動とは別に、情報伝達が多様な方法で確実に行われるようにする必要がある。多様な方法があることは、全ての区民に益するものとなるよう考えたい。</p>	<p>平成 26 年 4 月に改正された災害対策基本法による、災害時要援護者名簿から避難行動要支援者名簿への切り替えにあたり、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）により、「避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である」としていることから、今後、避難支援関係者等と連携し、個別支援計画の策定を検討して参ります。</p> <p>また、聴覚障害者の方への情報伝達については、現在、文字による区の防災情報の提供方法として、エリアメール、「文の京」安心・防災メール、ツイッター及びホームページ等を整備しており、今後も聴覚障害者の方にもわかりやすい効果的な情報伝達に努めて参ります。</p>
<p>11</p>	<p>5-6-3 手話奉仕員養成研修事業</p> <p>国は奉仕員レベルではなく通訳者レベルの養成・派遣を実施することを、25 年春に厚労省から出されたモデル要項にも書いてあるはずである。</p>	<p>国は意思疎通支援者の養成について、市町村では手話奉仕員の養成を、都道府県では手話通訳者の養成を行うことで事業のすみ分けを行っております。</p> <p>手話奉仕員養成については、地域生活支援事業の新たな市町村必須事業として障害福祉計画に盛り込むことを国から求められていることから、手話奉仕員の活用方法や今後の事業展開等について検討する旨を計画に記載しているところです。</p> <p>また、手話通訳者派遣については、計画事業 1-1-10 意思疎通支援事業において既に実施しております。なお、文京区では手話通訳者の登録の際、東京都の手話通訳者の試験のレベルと同等の試験を実施しており、区内で活動している通訳者のレベルは東京都の通訳者と同じであると考えております。</p>
<p>18</p>	<p>短期入所施設について</p> <p>①中3の娘が重度な障がいを抱えており医療的ケアが必要ですが、都内の施設は空きがなく予約が取れない状況のため、医療的ケアの障がい児でも短期入所ができる施設をご検討願います。</p>	<p>平成 27 年度から文京総合福祉センターにて事業開始いたします短期入所につきましても、重症心身障害児も利用対象者とし、できるだけ医療的ケアが必要な方を受入れるよう運営事業者に求めております。しかし、上記施設は医療機関ではないため、医療的ケアの内容によって、設備や人員、医療との連携体制の確保等によってお受けできない場合もございますので、ご了承ください。</p>

<p>18</p>	<p>②区外の複数施設を利用せざるを得ない状況で、東大和市や多摩市の施設が利用できる場合があります、その際、介護タクシーを利用するため往復約3万円という大きな出費が発生しております。タクシー券の制度があるかと思いますが、収入は大きく増えていないにも関わらず、荒川区ではおりにいたものが文京区に引っ越したら制限にかかり自己負担となっております。収入の区切を緩和していただけないか是非ご検討願います。</p>	<p>平成26年度現在、文京区の福祉タクシー券受給に係る所得制限額は、荒川区と変わりありません。この制限額は、心身障害者医療費助成(都)および心身障害者等福祉手当(区)の受給要件に準じています。また、福祉タクシー券の所得基準時期は、申請年度の前々年1月～12月となっています。一時的な所得増加等で、受給非該当となった場合も考えられますので、毎年、年度切替時にご相談ください。</p>
<p>19</p>	<p>1. 日常生活および社会生活に困難を持った聴覚に障害のあるろう者、難聴者に対する「計画」がありません。 身体障害者手帳を申請することの出来ないろう者、難聴者が多く存在します。特に難聴者は高齢化社会で急増しており、聞こえに何らかの支障のある方は人口の10%もいます。 障害者施策の対象を手帳保持者にとどめることは障害者権利条約の理念、障害者基本法の障害者の定義にも反します。</p> <p>2. 実態・意識調査の方法は適切だったのでしょうか。手話を言語とするろう者に手話通訳なしで、あるいは高齢の難聴者に介助なしで記入式の調査をしたのであれば、実態・意識調査に反映されないのではないのでしょうか。どのような調査方法、記入時の支援措置をしたのか問います。 再度、聴覚に障害を持つ人を対象に幅広く、適切な内容で調査を実施することを求めます。</p>	<p>障害者基本法の理念に基づく障害者総合支援法が施行されたことに伴い、「障害者」の範囲は、身体障害者、知的障害者および精神障害者(発達障害者を含む。)に加え、難病等により障害がある方も追加されました。障害者総合支援法における身体障害者とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者とされております。</p> <p>区では、各法令に基づき補装具費等の支給を行う一方で、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援しております。また、福祉のまちづくりの観点から磁気ループなどの集団補聴設備の設置等も検討してまいります。</p> <p>障害者(児)実態・意向調査では、ご本人による回答が難しい場合、原則ご家族の方や支援者の方にご本人の意見の代筆による回答をお願いしたところです。また、回答に不安のある方等については、窓口にて職員が回答の支援を実施したり、視覚に障害のある方で希望者については、調査委託業者による訪問聞き取りを実施いたしました。次回調査時においてもより、多くの方にご回答いただけるようご家族や支援者の方のご協力を得ながら、その方の状態に応じた支援の方法について検討してまいります。</p> <p>なお、障害者計画は本年3月の策定を目指し進めているところであり、聴覚障害者に対する再調査を実施することは考えておりません。</p>

19

3. 聴覚に障害を持つ人は、日常生活、社会生活のあらゆる場でコミュニケーションの困難を持っています。その困難を解消するのが意思疎通支援者派遣事業であり、聴覚バリアフリーの施設であり、市民社会や行政職員等の理解です。聴覚に障害を持つ人の問題解決の出来る資格を持った専門職が必要です。

以下のような施策が必要です。

1) 聴覚障害者意思疎通支援事業の実施要綱の厚労省モデル要綱に沿って全面改訂する。

現在は月4回までの派遣しか認められず、派遣内容も限定されています。

対象者を意思疎通支援を必要とするものとして身体障害者手帳の要件を撤廃する。手話通訳派遣の土日、祝日の受付、あらゆる分野の内容の通訳の派遣、手話通訳派遣単価の大幅改定。

2) 高齢難聴者向け施策の充実。

例) 聞こえの相談会、難聴者向けデイサービスの実施。

例) 65歳以上の高齢者へ補聴器支給。岩手県大船渡市参照。

3) 区内の公的施設のバリアフリー化を図る。

例) 大学病院、交通機関、遊園地、野球場等レジャー施設に手話通訳、字幕投影設備、補聴設備、電話リレーサービス機器設置条例を制定する。

例) 区の施設に磁気ループの設置、要約筆記用のスクリーン、プロジェクターの完備、窓口に耳マークによる筆談対応表示。

例) 文京区内の地下鉄メトロ、都営三田線、JRなど駅、車両内の文字による電光表示板、窓口の難聴者用スピーカー、磁気ループの設置、遠隔手話、文字通訳装置の設置、職員の筆談対応などのバリアフリー化。

3については、項目ごとに回答いたします。

1) 文京区の意思疎通支援事業の実施要綱については、特に具体的な問題があると認識していないものと考えます。ただし、今後事業を行う上で検討すべき課題については聴覚障害当事者等の意見も踏まえ、検討してまいります。

2) 高齢難聴者を対象とした区独自の施策は現在のところ予定しておりませんが、高齢期の聞こえにくさは社会参加等の阻害要因ともなることから、今後の検討課題として認識しております。

3) 公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進していくために、平成27年度末までに、文京区バリアフリー基本構想を策定します。具体的なまちのバリアフリー化については、平成28年度以降に、バリアフリー基本構想に基づく整備計画を作成し、それに基づき事業を検討・実施してまいります。

また、区の施設においては、現在障害福祉課及び高齢福祉課窓口において磁気ループや簡易筆談器を設置して対応しており、その他の窓口においても筆談対応は可能となっています。

4) 全職員の手話学習推進、筆談対応の研修。学校教育に置ける手話学習導入など。

5) ろう者、難聴者に対し相談支援の出来る資格を持った職員の設置。

4) 区職員については、新任職員に対する福祉研修の中で、障害のある方に対する接遇を学ぶ研修を実施しており、車いす操作方法の修得、福祉作業所での利用者との交流を行うことにより、障害のある方への理解を深められるよう努めております。

今後は、車いすの操作方法や福祉作業所での利用者との交流だけでなく、障害の種別に応じた接遇研修の実施を検討してまいります。

また、学校教育に置ける手話学習導入についてですが、手話学習として、全校一律での取組を実施する予定はございません。しかしながら、現在、学校では、総合的な学習の時間などの学習で、手話、点字、車いす等への理解や体験、障害のある方との交流などを通して、同じ社会に生きる人間として、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養っております。今後も特別支援教育の充実を図りながら、共生社会の形成に向けた理解の促進を図る教育の一層の充実を図ってまいります。

5) 障害のある方への相談支援については、障害福祉課窓口及び区内相談支援事業所において行っております。現在のところ手話通訳等の有資格であることを要件とした職員の採用を行う予定はございませんが、聴覚障害のある方からのご相談については、磁気ループの活用や筆談等を用いながら丁寧な相談支援の実施に努めてまいります。

<p>6) その他災害時に置ける情報保障、緊急時の通信手段の確保等。</p> <p>例) 視聴覚障害者所帯にケーブルテレビ加入促進、緊急時情報通知システム導入</p> <p>例) 文京区 CATV 番組に手話と字幕放送、解説放送実施。</p>	<p>6) 聴覚障害者の方への情報伝達については、現在、文字による区の防災情報の提供方法として、エリアメール、「文の京」安心・防災メール、ツイッター及びホームページ等を整備しており、今後も聴覚障害者の方にもわかりやすい効果的な情報伝達に努めて参ります。</p> <p>また、現在文京区民チャンネルでは、気象庁から大雨等の警報が発令された際、当該警報の発令並びに神田川水位情報について、24 時間体制で自動的に画面表示をするシステムを導入しております。</p> <p>また、通常の放送では「手話付番組」を 1 日 4 回放送するとともに、区の催しやお知らせ等をお伝えする「文京インフォメーション」については音声と併せて文字による情報提供を行っており、こちらは 1 日 5 回放送しております。</p>
<p>4. 以下のような計画が必要です。</p> <p>1) 意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）派遣件数の拡大 平成 29 年度までに 2 倍にする。</p> <p>2) 意思疎通支援者派遣制度の拡充を行う。 聴覚障害者当事者の意見を聞き、平成 27 年度中に改訂する。</p> <p>3) 意思疎通支援者（手話通訳者）、手話のできる区民を増やす。 平成 27 年度 1.2 倍、平成 28 年度 1.3 倍、平成 29 年度 1.5 倍</p> <p>4) 意思疎通支援者（手話通訳、要約筆記者）の身分保障を図る。 報酬の改定を行う。平成 27 年度 1.5 倍。</p>	<p>4 については、項目ごとに回答いたします。</p> <p>1) 派遣件数については派遣単位の変更はあったものの、平成 24 年度まで 500～600 件程度であった件数が、25 年度は 1200 件以上となっております。今後も拡大しているものと考えますが、需要に応じ、手話奉仕員の活用と合わせて派遣の充実を検討してまいります。</p> <p>2) 障害当事者の意見を伺い、改善できる部分については検討いたします。</p> <p>3) 現在、社会福祉協議会で手話講習会を開催し、手話を学ぶ機会を提供しています。本講習会については区報や社会福祉協議会ホームページ等で周知を行っているところですが、今後も手話のできる区民を増やし、活用するための方策を研究いたします。</p> <p>4) 報酬の改定については、平成 25 年度に行っているところです。意思疎通支援者の身分保障等については、今後も検討してまいります。</p>

	<p>5) 区内施設視聴覚障害者バリアフリー条例を制定する。 平成 27 年度調査検討会の実施 平成 28 年度条例提案、平成 29 年度施行</p> <p>6) 手話言語条例の制定。 平成 27 年度調査検討会の実施 平成 28 年度条例提案、平成 29 年度施行</p> <p>7) 緊急災害時聴覚障害者情報支援設備制度の策定 平成 27 年度調査検討会の実施 平成 28 年度施行</p> <p>8) 視聴覚障害者に対応出来る相談支援者の採用 平成 27 年度 1 人、平成 28 年度 2 人、平成 29 年度 3 人</p>	<p>5) 6) 今後の検討課題として認識しております。</p> <p>7) 災害時の聴覚障害者への情報支援については、今後当事者の方のご意見も伺いながら、より分かりやすい効果的な方策について検討してまいります。</p> <p>8) 現在のところ手話通訳等の有資格であることを要件とした職員の採用を行う予定はございませんが、聴覚障害のある方からのご相談については、磁気ループの活用や筆談等を用いながら丁寧な相談支援の実施に努めてまいります。</p>
<p>20</p>	<p>障害者の権利実現に対し、障害者権利条約に則って、以下の対策が求められると思います。</p> <p>1. 障害者が他の健常者同等に退職金を支給され得ること。</p> <p>2. 障害者が公営住宅に（普通に希望して）住めるようになること。</p> <p>上記の根拠は障害者権利条約の条項に明記がありますので、詳細は確認ください。</p> <p>1. については、障害者が退職金を支給され得る以前に、正社員としての契約が少ないのが実情（不当に契約社員としての採用が目立つ）ため、その雇用形態の比率を差別が感じられない程度に改善するべく、広く管轄の企業に働きかけ、モニタリングを継続するなどの取り組みが不可欠と思われます。</p>	<p>1については、障害者の就労支援で関わっている中で、正社員としての雇用・求人が少なくなっている現状は認識しております。ご意見をいただいた障害者権利条約における労働及び雇用の部門については、国全体の労働行政における課題と認識しております。国の動向を注視すると共に、管轄する東京労働局や飯田橋公共職業安定所との連携を深め、障害者の雇用条件改善のため努めてまいります。</p> <p>また2については、本区の管理する全ての公営住宅におきまして、障害の重い方の入居について、所得制限を緩和し、使用料を減額することにより優遇しております。</p>

22	福祉センターの延長保育・定員の拡充（ひまわり園） 育成室の障害児の拡充（定員） 支援学級の拡充（小学校） 放課後デイサービスの拡充（定員と保育時間）	<p>現福祉センターで実施しているひまわり園（児童発達支援。平成 27 年 4 月からは新教育センターにて実施。）の延長保育につきましては、児童発達支援は保育ではなく療育を行う場なので、延長保育という考えはございません。療育を行った後の保育につきましては、保育園等のご利用をお願いいたします。なお、定員の拡充につきましては一日定員を現在の 22 名から 30 名へと増やす予定です。</p> <p>また、育成室の障害児の拡充について、1 室あたり 3 名という定員に変更の予定はございませんが、育成室を増設するため全体としての定員は今後増加する予定です。</p> <p>特別支援学級の拡充につきましては、今後も児童・生徒数の増減や地域的な分布状況を把握しながら、区内全体の状況を見据え、国や都の動向も踏まえつつ、特別支援学級の適切な配置を行ってまいります。</p> <p>最後に、新たな教育センターで実施する放課後等デイサービスにつきましては、療育の必要な就学児を対象に、一日定員 15 名、療育に適切な時間設定で行う予定です。</p>
----	---	--